

大和市監査委員告示第8号

令和5年1月30日付け大和市監査委員告示第5号をもって公表した市民経済部に対する監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年3月3日

大和市監査委員 佐藤 光 徳

大和市監査委員 山 田 己智恵

監査の結果	措置の内容
<p>(市民活動課) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務において、通勤費の算定を誤り、支給額に過払いを生じているものがあった。</p>	<p>(市民活動課) 過払い分については、相手方に説明、謝罪し、通勤費の返還に伴う雇用保険料等を再計算した後、2月13日付で返金依頼(過去分含む)の通知を行いました。 今後は、再発防止のため、複数の職員による通勤ルートや金額チェックの徹底など、確認体制を強化し、適正な事務処理に努めます。</p>